

令和2年5月27日

羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 羽村市長 並 木 心

市が主催するイベント等に関する取扱いについて（第6報）

羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、5月31日（水）まで、市が主催するイベント等を原則として中止もしくは延期すると共に、公共施設の利用を一部中止としておりましたが、緊急事態宣言の終了に伴い、状況に応じて順次再開してまいります。

なお、詳細につきましては、市公式サイト等でお伝えしてまいります。

○6月1日（月）から再開する施設

- ・児童館

○6月2日（火）から再開する施設

- ・図書館、郷土博物館、動物公園、スポーツセンター（一部を除く）、
グラウンド・テニスコート等（一部を除く）

上記以外の公共施設については、国や東京都の自粛要請の解除、ロードマップ等に合わせ、順次、段階的に開館していく予定です。現状では、現在の対応を継続していますが、開館時期については、自粛要請等が解除され、感染防止対策が整い次第、お知らせいたします。

緊急事態宣言は終了しましたが、市民の皆様におかれましては、引き続き、「三つの密」（密閉・密接・密集）を避ける、咳エチケットや換気を行うなどの感染防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。